

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第63回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

令和3年3月3日（水）14：00～14：44

2 場所

広島高等裁判所第一会議室

3 出席者

（委員）宇川春彦，武井康年，田邊 誠（委員長），永谷典雄，森信秀樹

（五十音順）（敬称略）

（庶務）野澤広島高裁総務課長，高村広島高裁総務課課長補佐

（説明者）高島広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

令和3年下半期（令和3年10月から令和4年1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

新任委員として宇川委員が紹介された。

(2) 経過の報告等

ア 庶務から，前回の第62回広島地域委員会以降の経過として，令和3年上半期（令和3年1月から同年9月まで）の再任（判事任命）候補者について，広島地域委員会に寄せられた情報を取りまとめて令和2年10月30日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」とい

う。)に報告したこと、同年12月4日の第96回、同月18日の第97回及び令和3年2月19日の第98回の各中央委員会の審議結果の内容等が報告された。また、第98回の中央委員会を受けて、広島地域委員会に令和3年下半期(令和3年10月から令和4年1月まで)の再任(判事任命)候補者についての情報収集依頼があったことが報告された。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(3) 審議

令和3年下半期(令和3年10月から令和4年1月まで)の再任(判事任命)候補者に関する情報収集について

ア 広島地域委員会に関する指名候補者の所属庁ごとの名簿(期、在籍期間、所属部を付記する。)を作成し、受付期間を令和3年5月21日(金)までと定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供(情報受付の周知)の依頼を行うこととされた。

イ 依頼文書案では、情報収集における留意事項として、弁護士会宛てのものに段階評価式アンケート方式による情報収集が相当でない旨記載している点につき、当地域委員会には、段階評価式アンケート方式の提出はないことから、一部の委員からこの記載を削除するかどうかについての意見があったが、中央委員会からの情報収集依頼は従前どおりの内容であること、また、他の地域委員会の実情を踏まえ、今回は、案どおり依頼文書に記載することとされた。

なお、当該記載をするに至った経緯等については、庶務が、中央委員会庶務に確認することとされた。

ウ 情報提供(情報受付の周知)の依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

エ 情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が広島地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を整え、寄せられた情報について、早急に検討を要する事項がある場合には、委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

(4) 今後の予定等

次回以降の期日は、追って指定とされた。

(以上)